

新型コロナウイルス感染症対策事業
郡山市雇用継続支援補助金の
「補助対象期間」を延長します。



ターゲット 8.5

令和3年7月16日
郡山市政策開発部
雇用政策課
担当：鈴木 修一
TEL：924-2261

SDGs ターゲット 8.5 「全ての男性及び女性の生産的な雇用及び働きがいのある仕事を達成する」

郡山市中小企業・小規模事業者応援プロジェクトとして交付しております雇用継続支援補助金について、次のとおりとします。

1 内 容

郡山市雇用継続支援補助金（2種類）について、国において雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置期間を延長することに伴い、本市もこれに準じ補助対象期間を延長し、中小企業事業主等の雇用の安定及び事業運営の継続を支援します。

| | 変更後 | 変更前 |
|--------|---------------------------|---------------------------|
| 補助対象期間 | 令和2年4月1日から 令和3年7月31日まで | 令和2年4月1日から 令和3年6月30日まで |

※令和3年7月1日以降の分についても申請を受付いたします。

2 【概要】郡山市雇用継続支援補助金

○趣 旨 新型コロナウイルス感染症に伴い従業員へ休業手当を支給した中小企業事業主等に対し、国が助成する雇用調整助成金等に併せて、本市も雇用の安定及び事業活動の継続を図るため補助金を交付します。

○対 象 者 次に掲げる要件の全てを満たす者
 ・市内に事業所を有する中小企業事業主及び住所を有する個人事業主
 ・労働局長から雇用調整助成金等の支給決定を受けた者
 ・市税等の滞納が無い者

○申請方法 労働局長からの支給決定通知書の写し等を添付して申請

○補助内容

| 種 別 | 算定方法及び補助額 | 上限額 |
|-----------------|---|------------------|
| 雇用維持支援補助金 | 雇用調整助成金等の助成率4/5の事業主が対象となります。 次の計算式で算出した金額のいずれか低い金額 ・計算上の休業手当事業主支払額（※）×1/10 ・計算上の休業手当事業主支払額－雇用調整助成金等支給額 （市外事業所分が含まれている場合は従業員数で按分計算。） （※）計算上の休業手当事業主支払額＝雇用調整助成金等の助成単価 ÷助成率×休業等延日数 ※業況特例・地域特例が該当の場合、雇用調整助成金等の助成内容は、令和3年4月30日までと同様になります。 | 1事業者当たり 100万円 |
| 雇用調整助成金等申請支援補助金 | 社会保険労務士等へ支払った雇用調整助成金等の申請書類作成代行手数料又は報酬の10/10 | 1事業者当たり 20万円 |

雇用継続支援補助金（雇用維持支援補助金）

事業内容

国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた対象者に対し、対象期間に実施した休業の事業者負担分休業手当の一部を補助します。

補助内容

【対象期間】

令和2年4月1日～令和3年7月31日《改正:期間延長》

【対象者】

次に掲げる全ての項目を満たす者

- 市内に事業所を有する中小企業事業主及び住所を有する個人事業主
- 雇用調整助成金等の支給決定を受けた者（雇用調整助成金等の助成率4/5の事業主）
- 市税等の滞納が無い者

【補助額】

次に掲げる計算式で算出した金額（教育訓練加算を除く）のうち、いずれか低い方の金額

- 計算上の休業手当事業者支払額（国の助成単価額÷国の助成率×休業等延日数）×1/10
- 計算上の休業手当事業者支払額－雇用調整助成金等支給額

※1 補助対象者当たり上限額100万円で、市外事業所分を含む場合は按分計算が必要です。

※国の1人1日当たり助成単価額の上限額 判定基礎期間の初日が令和3年5月1日より前の日までは15,000円。令和3年5月1日以降の場合13,500円、業況特例及び地域特例の場合15,000円。

申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力ください。

【申請期限】

雇用調整助成金等支給決定日の翌日から起算して3ヶ月以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日まで※当日消印有効

【申請書】

申請書類は郡山市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金交付申請書（第1号様式）

【添付書類】

- 雇用維持支援補助金算定書（第2号様式）
中小企業事業主用Excel版は、判定基礎期間の初日となる日、業況特例及び地域特例の場合から選んでください。
- 他の自治体から休業手当に対し補助金を受けた場合、当該決定通知書の写し
- 同意書兼誓約書（第3号様式）
- 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- 雇用調整助成金等に係る提出書類の写し
- 振込口座が確認できるもの

※『雇用調整助成金等申請支援補助金』と併せて申請、又は以前に提出済の場合、省略可能。

※申請内容に応じて、その他書類の追加提出をお願いする場合があります。

※申請書及び同意書兼誓約書の氏名欄は、個人の場合で（法人の場合は代表者が）自署される場合は、押印不要です。自署されない場合は、記名押印（法人の場合は丸判）をお願いします。

【郵送先】 〒963-8601 郡山市雇用政策課 行（住所記載不要）

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

郡山市 雇用維持支援補助金

問い合わせ先：郡山市 政策開発部 雇用政策課
電話番号：024-924-2261（平日8:30～17:15）



Q1 補助内容にある対象期間及び対象者はどのようなことか？

A1 国による雇用調整助成金等の特例措置期間の延長に伴い、対象期間を令和3年6月30日までから令和3年7月31日まで延長し、対象者は国の原則的な措置による助成率4/5（中小企業）で支給決定を受けた方となります。中小企業は下表の要件に該当する企業となります。

| 区 分 | 資本金額又は出資総額 | 常時雇用する労働者数 |
|------------|------------|------------|
| 小売業(飲食店含む) | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |

Q2 郡山市内に営業所等の事業所がありますが、本社は市外です。対象となりますか？

A2 対象者が法人の場合は本社の所在地が郡山市外でも対象です。個人の場合は事業主の住民登録が郡山市の方のみが対象となります。ただし、郡山市に所在する事業所に勤務する従業員の休業を本補助金の算定基礎としていますので、本市外に所在する事業所に勤務する従業員の休業分は対象外となります。なお、雇用助成金等申請支援補助金の対象者とは範囲が異なりますのでご注意ください。

上限額100万円の適用は、支店及び営業所ごとではなく、法人格及び個人事業者ごととなります。

Q3 従業員数を証明する書類等が必要ですか？

A3 原則、不要です。ただし、審査の段階で疑義が生じた場合は、個別に確認をさせていただきます。その際、人数を確認できる書類等をご提出いただく場合があります。

Q4 補助金の申請時には、事業を営んでいましたが、現在は廃業しております。対象となりますか？

A4 本補助金を交付する時点で、法人が解散、個人事業主が廃業している場合は、本補助金の目的が達成できなくなりますので、対象となりません。

Q5 業況特例、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置により雇用調整助成金等は助成率10/10で支給決定を受けましたが、本補助金の交付は受けられますか？

A5 受けられません。補助額の計算方法「計算上の休業手当事業主支払額－雇用調整助成金等支給額」により補助額が0円になるからです。これは本補助金が雇用調整助成金等の支給を受けても残る休業手当事業主負担分に対し、国の制度に準拠して交付する制度としているためですのでご了承ください。

Q6 雇用調整助成金等に係る提出書類の写しは全部必要ですか？

A6 原則、雇用調整助成金等の「様式第〇号」（別表も含む）と記載されたものだけで結構です。ただし、提出いただいた写しでは審査ができない場合は、別途ご連絡させていただきますので、その際は追加提出にご協力をお願いします。

Q7 教育研修加算は対象になりますか？また、令和3年7月分と8月分をまたいで雇用調整助成金等の支給決定を受けた場合は対象になりますか？

A7 あくまで休業した従業員への休業手当が補助対象となりますので、教育研修加算は含めません。また、7月から8月にまたいで雇用調整助成金等の支給決定を受けた場合であっても、8月の休業分は本補助金の対象外となります。

Q8 雇用調整助成金等の申請をしましたが、不支給となった場合は対象になりませんか？

A8 国の助成金が支給されなかった場合は対象となりません。本補助金の交付要綱において、「雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金について、労働局長の支給決定を受けた者」を対象とする旨規定されています。

※その他質問については、別紙「雇用維持支援補助金Q&A」をご覧ください。

雇用継続支援補助金（雇用調整助成金等申請支援補助金）

事業内容

国の雇用調整助成金等の申請にあたり、社会保険労務士等へ申請書類作成を代行依頼した場合、その手数料又は報酬の一部又は全部を補助します。

補助内容

【対象期間】

令和2年4月1日～令和3年7月31日《改正:期間延長》

（対象期間を含む契約は、期間内とみなします。）

【対象者】

次に掲げる全ての項目を満たす者

○市内に事業所を有する中小企業事業主及び住所を有する個人事業主

○雇用調整助成金等の支給決定を受けた者

○市税等の滞納が無い者

【補助額】

社会保険労務士又は弁護士へ雇用調整助成金等の申請書類作成代行手数料又は報酬の10/10

（1補助対象者当たり上限額20万円）

申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力ください。

【申請期限】

雇用調整助成金等支給決定日の翌日から起算して3ヶ月以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日まで
※当日消印有効

【申請書】

申請書類は郡山市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金交付申請書（第1号様式）

【添付書類】

○雇用調整助成金等の書類作成手数料又は報酬を支払ったことが確認できる書類の写し

○同意書兼誓約書（第2号様式）

○雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し

○雇用調整助成金等に係る提出書類の写し

○振込口座が確認できるもの

※『雇用維持支援補助金』と併せて申請、
又は以前に提出済の場合は、省略可能。

※申請内容に応じて、その他書類の追加提出をお願いする場合があります。

※申請書及び同意書兼誓約書の氏名欄は、個人の場合で（法人の場合は代表者が）自署される場合は、押印不要です。自署されない場合は、記名押印（法人の場合は丸判）をお願いします。

【郵送先】 〒963-8601 郡山市雇用政策課 行（住所記載不要）

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

郡山市 雇用調整助成金等申請支援補助金

問い合わせ先：郡山市 政策開発部 雇用政策課
電話番号：024-924-2261（平日8:30～17:15）



主な Q & A

Q1 郡山市内に営業所等の事業所がありますが、本社は市外です。対象となりますか？

A1 対象者が法人の場合は本社の所在地が郡山市外でも対象です。個人の場合は事業主の住民登録が郡山市の方のみが対象となります。

なお、雇用維持支援補助金の対象者とは、範囲が異なりますのでご注意ください。

また、上限額 20 万円の適用は、支店及び営業所ごとではなく、法人格及び個人事業者ごととなりますので、ご了承ください。

※中小企業は下表の要件に該当する企業となります。

| 区 分 | 資本金額又は出資総額 | 常時雇用する労働者数 |
|------------|------------|------------|
| 小売業(飲食店含む) | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |

Q2 補助金の申請時には、事業を営んでいましたが、現在は廃業しております。対象となりますか？

A2 本補助金を交付する時点で、法人が解散、個人事業主が廃業している場合は、本補助金の目的が達成できなくなりますので、対象となりません。

Q3 本補助金の申請は、1回しかできませんか？

A3 雇用調整助成金等の申請1回で社会保険労務士等に支払う手数料が20万円に満たなかった場合には、複数回申請いただくことはできますが、上限額に達した時点で終了となります。なお、全く同じ書類がある場合、2回目以降は提出を省略することができます。

Q4 雇用調整助成金等の提出書類の写しは全部必要ですか？

A4 原則、雇用調整助成金等の「様式第〇号」(別表も含む)と記載されたものだけで結構です。ただし、提出いただいた写しでは審査ができない場合は、別途ご連絡させていただきますので、その際は追加提出にご協力をお願いします。

Q5 教育研修に要した費用は対象になりますか？また、令和3年7月分と8月分をまたいで雇用調整助成金等の支給決定を受けた場合は対象になりますか？

A5 対象期間の雇用調整助成金等の申請書類作成に係る手数料又は報酬が対象ですので、付随する休業計画届や教育研修算定費用は対象となりますが、申請書類作成に付随しない毎月の顧問料や助言・指導料のみの費用は対象外です。

期間については、代行契約の対象期間が令和2年4月1日から改正した令和3年7月31日分を含んでいれば対象となります。

Q6 手数料又は報酬として支払った経費に消費税や源泉徴収税が含まれていますが、対象になりますか？

A6 消費税及び地方消費税については対象外です。また、源泉徴収税については対象となります。

Q7 雇用調整助成金等の申請をしましたが、支給にならなかった場合は対象になりませんか？

A7 国の助成金が支給されなかった場合は対象となりません。本補助金の交付要綱において、「雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金について、労働局長の支給決定を受けた者」を補助対象者とする旨規定されています。

※その他質問については、別紙「雇用調整助成金等申請支援補助金Q & A」をご覧ください。



融資関係

助成（給付金等）関係

雇用関係

国

県

郡山市

①新型コロナウイルス感染症特別貸付
 限度額：中小企業事業6億円、国民生活事業8千万円
 融資期間：設備資金20年、運転資金15年
 据置期間5年
 利子補給（当初3年間）
 補給対象貸付上限額
 中小企業事業3億円、国民生活事業6千万円
 （事業資金相談ダイヤル☎0120-154-505）

②マル経融資（新型コロナウイルス感染症関連）
 限度額：通常の融資額+別枠1千万円
 融資期間：設備資金10年（据置期間4年）、
 運転資金7年（据置期間3年）
 利子補給（当初3年間）
 （市内の商工会議所・商工会）

<申請期日 7/31まで>
①新型コロナウイルス対策特別資金
 限度額：8千万円
 融資期間：10年（据置期間1年以内）
 利率：固定年1.5%以内
 保証料率：年0.5%
 （県内の金融機関）

新規
①融資返済計画変更支援補助金
 ◇金利の減免等の条件変更の金融支援を受けるため生じた経費への補助（申請期日R4.3/31まで）

拡充
②成長融資（信用保証料・利子補給）
 ◇新商品の研究開発や販路開拓・商圏拡大、事業承継への資金支援（申請期日R4.3/31まで）

継続
③県制度融資「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」の利用者への助成（信用保証料補助）（申請期日9/30まで）
④売上高等減少対策資金融資
 ◇限度額：1千万円、信用保証料補助（上限50万円）、当初3年間利子補給（申請期日R4.3/31まで）

【全業種対象】
 <申請期間 3/8～5/31>
③一時支援金
 給付額：法人 60万円以内
 個人事業者等 30万円以内
 （一時支援金事務局相談窓口☎0120-211-240）

<申請期間未定>
④月次支援金
 給付額：法人 20万円以内/月
 個人事業者等 10万円以内/月
 （月次支援金事務局相談窓口☎0120-211-240）

<令和2年度3次補正予算>
⑤中小企業等事業再構築促進事業
 新分野展開や業態転換等を支援
 （事業再構築補助金事務局コールセンター☎0570-012-088）

⑥中小企業生産性革命推進事業
 ・ものづくり補助金
 新製品・サービス開発等のための設備投資等を支援
 ・持続化補助金
 小規模事業者の販路開拓等を支援
 ・IT導入補助金
 ITツール導入による業務効率化等を支援
 （生産性革命推進事業コールセンター☎03-6837-5929）

<申請期日 7/30まで>
②売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金 第二弾）
 交付額：一律20万円
 （※国の一時支援金を受けていないこと。
 福島県緊急対策の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。）
 （コールセンター☎024-521-8572）

③宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業
 ・感染症対策に資する物品の購入を支援
 補助率：4/5
 ・ワーケーションの設置等設備投資を支援
 補助率：3/4
 ・補助上限額：(ア)+(イ)の合計で最大800万円
 (ア)感染防止対策に必要な設備、機械及び必需品等の導入を支援
 補助率：4/5
 (イ)ワーケーション等に対応した施設改修等で新たな需要に対応するための取組を支援
 補助率：3/4
 （事務局☎0120-63-6620）

④新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（全県版時短協力金）
 交付額：売上高方式 2.5～7.5万円
 売上高減少方式 0～20万円
 （コールセンター☎024-521-8575）

新規
⑤教育旅行助成事業補助金
 ◇市内宿泊施設に宿泊する教育旅行への助成（対象となる教育旅行の期間2022年2月28日まで）

⑥ふくしま感染防止対策認定店推進事業
 ◇「ふくしま感染防止対策認定店」制度への取組みを奨励することで感染症対策に取組む飲食店等を増やすとともに、安心して市民が利用できる環境の整備を促進（申請期日2022年1月31日まで）

リニューアル
⑦新型コロナウイルス感染症緊急支援給付金
 ◇家賃、光熱水費等の固定費を支援（申請期日8/31まで）

⑧ニューノーマル対応支援補助金
 ◇新しい生活様式に対応した業種別ガイドラインなどに基づく対策等への支援（申請期日R4.1/31まで）

⑨事業引継ぎ支援補助金
 ◇支援機関の支援を受けた事業引継ぎ・引継いだ事業の販路開拓等に取り組み事業者への補助（申請期日R4.3/31まで）

継続
⑩宿泊・飲食業等応援クラウドファンディング事業
 ◇クラウドファンディングを活用した資金調達支援（申請期日R4.3/31まで）

⑪BCP等策定等支援補助金
 ◇BCPの策定・改定に要する経費の支援（申請期日R4.3/31まで）

⑫テレワーク等推進補助金（DX推進）
 ◇テレワークの環境整備に要した経費を支援（申請期日R4.3/31まで）

⑬会議・会合等開催支援事業補助金
 ◇新しい生活様式に配慮した会議・会合等開催費を支援（対象となる会議の期間R4.3/31まで）

⑭合宿誘致促進事業補助金
 ◇市内宿泊施設を利用した学生等への合宿費用を支援（対象となる合宿の期間R4.2/28まで）

⑮宿泊施設誘客促進事業補助金（宿泊感賞事業）
 ◇市内宿泊施設で実施する誘客促進事業（感賞）への支援（キャンペーン実施期間9/30まで）

⑯コンベンション参加者おもてなし事業補助金
 ◇コンベンション等のMICE参加により市内に宿泊する方への商品券配布
 ◇対象となる大会等の期間R4.3/31まで）

<対象（休業）期間 R2.4/1～R3.7.31まで>
⑦雇用調整助成金
 休業手当×4/5（9/10※）1人1日あたり13,500円上限
 ※（）の助成率は解雇等を伴わない場合
 業況特例・地域特例該当の場合は4月末までと同様
 （ハローワーク郡山☎024-942-8609）

⑧感染症対応休業支援金・給付金
 平均賃金日額×80%×休業日数
 （1日あたり9,900円が上限）
 （給付金コールセンター☎0120-221-276）

継続
⑰新型コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金
 ◇雇用調整助成金等の支給決定を受けた対象者への上乗せ補助
 <対象期間R2.4/1～R3.7.31まで、申請期日雇調金支給決定翌日から3月以内>

⑱新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金
 ◇雇用調整助成金等の申請書作成手数料等の補助
 <対象期間R2.4/1～R3.7.31まで、申請期日雇調金支給決定翌日から3月以内>
 （政策開発部雇用政策課 ☎024-924-2261）